

川崎市における文化芸術振興のための
総合マネジメント・システムの
構築について

(答 申)

平成18年12月

川崎市文化芸術振興会議

平成18年12月28日

川崎市長
阿部孝夫様

川崎市文化芸術振興会議
会長 澤井安勇

川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について
(答 申)

川崎市文化芸術振興会議は、市長から諮問を受けました「文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備」と「その他文化芸術の振興に関し必要なこと」について審議し、その結果を川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築として報告します。

この答申を尊重し、川崎市が国際化などに伴う多文化や市民の文化芸術に関する多様なニーズに応えとともに、市民や企業、文化関係団体などが文化芸術に関する情報の共有を通じ、各地域の発展と活性化を図りながら、成熟した国際都市の形成を促進されることを要望します。

なお、答申事項のうち、文化資源データベースについては、行政部門のみならず市民文化活動も含めた川崎市における文化芸術活動の現状を示し、今後の文化芸術振興施策の基盤となるものであることから、その作成を最優先事項として検討されるよう申し添えます。

川崎市文化芸術振興会議答申にあたって

21世紀は「都市と市民の世紀」といわれている。経済や社会のあらゆる分野で急速なグローバル化と均質化が進む一方、先進諸国では8割を超える人々が都市に集中して、絶え間ない越境的交流と他都市との競争を繰り返すという都市化と都市間競争の時代を迎えている。

こうした中で、多くの都市では、アイデンティティ（固有性）を確立して主体性・特異性を明らかにし、その都市自身の魅力を創出して創造性を高め、市民意識やプレゼンスの向上に努力している。

英国の都市研究家チャールズ・ランドリーは、こうした都市の創造性を高める戦略のキーワードは、文化・芸術であり、文化政策を基本とした都市戦略が都市の魅力を創り出し、同時に市民をそのアイデンティティにつなぎとめるとした上で、「21世紀には都市づくりが複雑なアートであることが理解されるだろう。成功した場合、都市はこの上ない文化的資産となる。」と述べている。

「都市は文化の記憶装置である。」という米国の文明評論家ルイス・マンフォードの言葉と併せ考えるとき、都市は、長い時間をかけて蓄積した文化資産を資源として、未来に向けた情報を創造し発信する社会的ジェネレーターであるともいえよう。

また、都市は、その文化芸術活動により主体的で活力に満ちた市民社会を育む場でもある。

フランスの都市ナントは、閉鎖されたビスケット工場を24時間市民に開放する地域密着型の現代アートの実験場に造り替え、いつでも人々のざわめきと話し声が響く、市民のコミュニケーションの場として賑わっている。芸術家も常に市民と接し、文化芸術活動が市民の日常生活に自然に溶け込む環境が形成されており、それが市民の文化芸術活動に対する深い理解や情熱を生み出すことに貢献している。

「都市と市民の世紀」においては、「文化芸術への理解と参加により育まれた文化的コンセンサスを共有する市民によって形成される市民社会」があるべき都市社会の一つのモデルであり、そうした市民活動により形成される「文化的資産としての都市」が、時代と地域の推進エンジンに成り得ると考えられるのである。

文化芸術の持つ影響力は、地域民主主義の成熟化と地域社会の活性化に不可欠で、多元的な価値観を持つ市民の心を結びつける強力な社会的求心力にも成り得ることが、近年、かつての産業都市から国際文化交流都市への都市再生を実現したナントをはじめとする多くの欧州都市において立証されている。

この意味で、川崎市が、平成17年4月に「川崎市文化芸術振興条例」を施行し、「新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進める」ことを広く宣言し、そのための具体的な仕組づくりをスタートさせたことは極めて時宜にかなう、わが国の多くの自治体に先駆けた先進的な試みとして敬意を表したい。

また、川崎市における市民を主体とした文化芸術活動の振興の試みが、市民活動の発展を促進し、文化創造都市としての川崎市の魅力と輝きをさらに高めることを願っている。

本答申は、振興条例に基づき平成17年10月に設置された「川崎市文化芸術振興会議」(以下「振興会議」という。)における1年余にわたる審議の結果をとりまとめたものである。

川崎市におかれては、本答申を踏まえ、条例の本旨に即した文化芸術振興施策速やかな推進を図られるよう希望する。

平成18年12月

川崎市文化芸術振興会議
会 長 澤 井 安 勇

目 次

はじめに	1
文化芸術振興計画策定の意義	1
文化芸術振興計画の基本的枠組	3
文化芸術振興計画の概要	
1 文化芸術活動の総体的状況を示す文化資源データベース.....	3
2 文化芸術振興施策推進の基本方針	5
3 文化資源活用プログラム	6
4 重点文化芸術振興事業	8
5 その他検討が必要な事項について	9
文化芸術振興計画の実施上の留意点等	9
文化アセスメント	10
川崎市における文化芸術施策総合マネジメント・システム（案）	14
（図表）	
参考資料	
諮問文	15
川崎市文化芸術振興条例	16
川崎市文化芸術振興会議規則	21
川崎市文化芸術振興委員名簿	23
川崎市文化芸術振興会議審議経過	24

はじめに

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成14年には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定された。この方針の中で、「文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味する。」とし、その振興は、全ての国民がゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠であるとしている。

川崎市は、平成17年4月に「川崎市文化芸術振興条例(平成17年2月制定)」(以下「振興条例」という。)を施行した。

この条例において、文化芸術は、都市生活の質を高める重要な役割を担うもので、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となると位置づけ、文化芸術振興施策を総合的に、計画的に推進するために、同第7条に「川崎市文化芸術振興計画」(以下「振興計画」という。)の策定を規定した。

本答申は、振興条例第9条に基づき、平成17年10月に設置された「川崎市文化芸術振興会議」(以下「振興会議」という。)が、8回の会議と2回の部会を通して審議したもので、川崎市における文化芸術に関する総合的なマネジメント・システムの構築をめざし、同第7条の振興計画並びに同第8条の「文化アセスメント」に関してとりまとめたものである。

文化芸術振興計画策定の意義

現在、川崎市は、音楽を中心とした芸術活動をはじめ幅広い市民文化の創造を通じ、活力ある地域社会の実現、新たな産業機会の創出などを進め、「音楽のまち・かわさき」などの新しい都市イメージを発信している。

特に、平成16年に市制80周年を記念して、ミューザ川崎シンフォニーホールがその中核施設としてオープンして以来、街の賑わいやイメージも大

きく変わりつつある。

また、岡本太郎美術館や市民ミュージアム、日本民家園などの博物館施設は、歴史や自然、芸術などの文化資源の収集、保存、展示を行うほか、その活用によるイベントなどにより、市民の文化芸術への意識の向上を図っている。

市民文化芸術活動においても、多くの分野で活発な展開がなされており、昭和49年に川崎市文化協会や他の文化団体などにより「川崎市総合文化団体連絡会」が結成され、かわさき市民芸術祭などを毎年開催している。

また、平成17年にはNPO法人市民文化パートナーシップかわさきがつくられるなど様々な活動組織により、市民の幅広い文化芸術活動が行われている。

川崎市は、これまでも様々な文化芸術施策を実施してきたが、平成9年3月に文化芸術施策の基本指針となるべく作成された「川崎市文化マスタープラン」は、総じて体系的なフォロー体制の整備が伴わず、各事業の政策的プライオリティ、財政的裏付けなどが不明確だったため、結果として十分な成果を挙げる事ができなかった経過がある。

このような状況の中、近年、多様な文化芸術活動に対する市民のニーズが増大し、市民の文化芸術活動への参加や体験などの意欲も一層高まるにつれて、市民主体の文化芸術活動を振興するための実効性のある指針や各種施策を効果的かつ円滑に執行するための計画の策定が、求められるようになってきた。

また、その時々々の社会経済情勢の変化に各施策を適切かつ迅速に対応させ、川崎市における文化芸術活動の振興を持続的に推進するための仕組みを整備する必要性も指摘された。

このような背景及び国における基本法を踏まえ、平成17年4月に川崎市の文化芸術の基本的な考え方などを定めた振興条例が施行され、同第7条で振興計画の策定について規定された。

この振興計画は、川崎市の文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み、その他必要な事項を定めることとされている。その具体的内容としては、川崎市の文化資源に関する情報把握、文化芸術振興施策の基本

方針、文化資源の活用プログラムの作成及び重点事業の選定、その他の関連事項などが考えられる。

また、振興計画は、この計画の評価システムとして振興条例第8条に規定された文化アセスメントとともに、川崎市における文化芸術振興施策に関する総合マネジメント・システムを構成するものとする。

文化芸術振興計画の基本的枠組

振興計画の枠組については、概ね次のように考える。

川崎市における文化芸術活動の現状

文化芸術活動の総体的状況を示す文化資源データベース

文化芸術振興施策推進の基本方針

文化資源活用プログラム（事業計画）

重点文化芸術振興事業（代表的な文化資源活用プログラム）

その他検討が必要な事項について（アワード・基金など）

振興計画の管理（文化アセスメントとの関連など）

なお、振興計画の策定にあたっては、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」、川崎市行財政改革プラン、かわさき教育プラン、川崎市都市計画マスタープラン、川崎市情報化基本計画などの関連諸計画との整合性に留意するものとする。

文化芸術振興計画の概要

1 文化芸術活動の総体的状況を示す文化資源データベース

（1）文化資源データベース構築の意義

川崎市内には、文化芸術を創造するための個性豊かで多様な文化資

源（文化芸術活動とその生産物及びそれらを支えるシステム、人材、施設などの総体）が豊富に存在する。

この文化資源を積極的かつ有効に活用する第一歩として、川崎市を特色づける主要な文化資源情報を登録し、文化資源のデータベース化を図るとともに、公開するためのシステムを構築する。

このデータベースは、川崎市における文化芸術活動の現状についての総合的状況を示すとともに、今後の川崎市の文化芸術振興施策の基盤となるものである。

（２） データベースの構成

データベースの構成については、その作成、管理（データ更新など）に原則として川崎市が責任を持つ「基本データベース」を中核的なコンテンツ（内容）とした「川崎市文化資源データベース」のポータルサイトを設置し、そこから、文化芸術関連の施設や機関、民間文化芸術団体などが作成し管理する個別の「市民データベース」にアクセスできるようにする。

また、その作成段階から市民の幅広い参加と協力を仰ぐことにより、作成後も市民などの積極的な活用を期待することができ、川崎市における文化芸術活動の一層の活性化と多角的な展開の重要なツールと成り得るものである。

なお、文化資源についての情報は、ウェブサイトによるほか、市の広報誌など他の広報媒体などにより広く市民に周知し、より多くの市民の利用を促進するものとする。

（３） 文化資源データベースの整備・管理

- ・ 募集 蓄積 発信 活用の視点とする。
- ・ 拡張性のある情報の収集蓄積、更新、アクセスなどが可能な開放的なものとする。
- ・ 記載情報の収集にあたっては、既存の「市民データベース」の記載情報を参照するほか、広く一般市民からの情報提供を募るものと

する。

- ・ 「基本データベース」における情報検索および個別の「市民データベース」へのアクセスは、極力わかりやすい操作で行えるよう工夫する。

(4) 基本データベースの内容

川崎市の文化芸術活動を代表する主要な文化資源を登録する。

分類区分例として次のように考える。

- ・ 歴史性、伝統性、現代性などを備えた文化活動
伝統芸能、祭礼、行事、イベント、重点文化芸術振興事業など
- ・ ストックとしての文化集積
有形指定文化財、産業遺産、岡本太郎美術館、市民ミュージアム、日本民家園など
- ・ 文化活動の空間、場
市民利用施設、大学、神社仏閣
- ・ 文化活動を担う団体、組織、人
川崎市総合文化団体連絡会、文化賞受賞者、学芸員など
- ・ 文化活動を支援する組織・制度
各種の支援基金、メセナ活動など
- ・ 文化活動を支える環境、景観
多摩川、臨海部ウォーターフロント、生田緑地など

2 文化芸術振興施策推進の基本方針

川崎市の文化芸術活動の現状、振興条例の趣旨などに鑑み、今後の川崎市における文化芸術振興施策を推進するにあたっては、概ね次の事項を基本方針として施策を計画し推進するものとする。

(1) 創造的かつ持続的なまちづくりの推進

文化芸術振興は、都市が継続的に創造、発展、繁栄するための重要な要素であることに鑑み、川崎市に愛着を持ち、暮らすことが誇りに思

えるように人間らしい感性豊かな地域社会、都市をつくるために文化芸術振興施策を推進する。(振興条例前文)

(2) 市民の主体性尊重

川崎市における文化芸術活動の振興は、市民自身の文化芸術活動への主体的な参加により実現されるものである。

川崎市は、市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、必要な情報、場、施設、道具を提供するなどして、市民の活動を側面から支援し、市民文化芸術活動の自主性、創造性を発展させていく環境を整備するものとする。(振興条例第3条)

(3) 地域協働の促進

文化芸術振興の施策を推進するにあたり、市民、企業、各関係団体や機関、行政などの地域社会における多様な社会活動の主体が、それぞれの立場で役割を果たしながら相互に連携、協働して行うものとする。(振興条例第4条、第5条)

(4) 都市・地域間文化交流の推進

国内外の都市や地域での民間及び行政などによる文化交流を積極的に推進し、多様な文化、芸術、生活様式、伝統などに触れるための、また、川崎市の市民文化芸術活動を発信するための機会や場を提供するものとする。(振興条例第2条関係)

3 文化資源活用プログラム(事業計画)

都市の個性、創造性、魅力を育む文化芸術的視点は、狭義の文化行政に留まらず、今後の都市政策のあらゆる分野において必要とされる要素である。

各部局は、所管施策について、文化芸術振興施策推進の基本方針及び次に掲げる活用の視点到意して、川崎市の文化資源を活用した事業計画を作成し、各年度の文化資源活用プログラムとして公表するものとする。

〔文化資源活用の視点〕

地域文化芸術情報の発信

各種の広報その他川崎市に関する情報発信に際しては、川崎の個性、シンボルとして各種の文化資源情報を織り込むことにより、川崎市らしさを強調する。

文化芸術活動の場づくり

日常的な市民文化芸術活動の場の形成、市民とアーティストを結びつける機会の提供などの視点から、既存施設の機能の見直し及び遊休余裕施設の活用、既存文化ストックの活用などの工夫を行いながら文化芸術活動の場を確保する。

また、施設管理にあたっては、指定管理者制度を運用し、施設のサービス機能の充実や柔軟な運営に留意し、アート・マネジメント機能の充実などにも配慮する。

文化芸術活動を担う人材育成

大学や専門学校などの教育機関との連携、アーティストと市民、児童が身近に創作交流できる場づくりなどを通じて、文化芸術を創造し活動する担い手を育成する。

文化芸術活動を通じた産業振興

優れた文化資源は、地域の経済産業の活性化につながる経営資本と成り得ることから、文化芸術活動その他の文化資源の発掘、活用の視点により既存の産業施策が見直され、IT技術などと連携した新たな創造産業の育成を促進する。また、新たな都市観光の資源としての文化資源の活用を図る。

都市政策の幅広い分野への適用

文化芸術活動は、都市の経済産業を活性化し、市民の求心力を高める効用を有する。

このため、福祉、教育、医療、環境、地域社会、都市デザイン、経済産業などの様々な都市政策分野において、文化資源の活用や文化芸術的視点を導入することにより、それぞれの領域において新たな展開を促し、都市創造への貢献を推進するとともに、文化芸術活動の新たな場の拡大が期待できる。

4 重点文化芸術振興事業

- 3の文化資源活用プログラムの中で、特に川崎市の文化芸術振興の視点から重要なものと認められる事業については、重点文化芸術振興事業（通称：アートKプロジェクト）として指定し、振興条例第8条の文化アセスメントの対象とする。

〔指定の基準〕

振興会議が重点文化芸術振興事業を次の視点から指定する。

事業目的の妥当性・必要性

事業内容の独創性

事業効果の見通し

事業執行の現実性

（注）： については、川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）などの既存の諸計画との整合性に留意する。また、事業全体として、アウトリーチ（*1）やワークショップなどのアート・マネジメントの諸手法の導入及び文化関係NPO、アーティスト、キュレーター（*2）の参加などの視点を考慮する。

（*1）アウトリーチ：あまり芸術にふれる機会がない人にアーティストなどが出向き、一般の人への芸術に対する関心を喚起する。

（*2）キュレーター：博物館・美術館などの展覧会の企画、構成、運営などを行う専門職。

5 その他検討が必要な事項について

(1) 新たなアワード（表彰制度）の創設

川崎市における市民主体の文化芸術活動の一層の推進を図り、更なる文化資源の蓄積と創造を喚起するため、川崎市文化賞などの表彰制度の見直しも含め、新たな表彰制度の創設を検討すべきである。

検討するにあたっては、従来の功績表彰中心ではなく、人材の育成、発掘の視点から、より奨励的な色彩の濃いものとすべきである。

また、市民の幅広い参加及び振興計画の推進に資するような運用が図られるよう留意すべきである。

なお、新たなアワードの創設と併せ、全国への情報発信及び受賞者の活動支援措置などについても十分検討する必要がある。

(2) 文化芸術活動振興のための基金などの充実

市民を主体とした文化芸術活動の発展、振興計画の推進などに資するよう、現在の川崎市文化振興基金の有効な利用のあり方について、その運用形態なども含め検討すべきである。

検討にあたっては、新たな表彰制度との連携を考慮し、人材育成、市民活動の支援などの視点から、弾力的な運用が図られるよう留意すべきである。

(3) 文化芸術関係施設の適正管理

指定管理者制度の本格的実施にあたり、川崎市における文化芸術活動関連施設の適切な管理、運用のあり方について、文化資源活用プログラム作成の際に方向付けがなされることが必要である。

文化芸術振興計画の実施上の留意点など

振興計画を有効に機能させるため、次の事項に配慮する必要がある。

1 組織体制の整備

振興計画の運用にあたっては、全庁的な取組を担保するため、部局における横断的な庁内組織の設置などによりタスク・フォース的な対応が図られることが望ましい。

また、著作権保護など文化芸術活動に伴う法的課題への相談・対応体制について整備を図る必要がある。

2 財政的な位置づけ

振興計画に位置づけられた文化資源活用プログラム、特に重点文化芸術振興事業は、川崎市の戦略的な事業として、その実施を担保するため、例えば、文化芸術特別枠の設定など財政的にも一定の配慮が必要である。

3 計画の適正管理・周知

文化アセスメントによる事業評価などに基づく新たな蓄積と改善の視点を反映するため、定期的に振興計画を更新する。

また、振興計画における重点文化振興事業などの内容については、川崎市の広報媒体を活用して広く市民への周知を図るべきである。

文化アセスメント

重点文化芸術振興事業の成果又は経過を評価する仕組みを構築し、その成果を次の重点文化芸術振興事業の計画、文化資源活用プログラムなどに反映することにより、創造的な文化芸術活動の適正かつ継続的な展開を担保するとともに、川崎市における文化芸術施策に関する事業評価システムとして機能することを期待する。

また、評価方法については、概ね次のように考える。

1 目的

文化資源の活用による創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興と市民

活動の活性化を図るため実施する。

2 基本スキーム

(1) 事業評価者

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）が行う。

(2) 事業評価の種類と概要

- ・ 事後評価：事業終了後、その具体的成果について評価し、次年度以降の方針決定の判断資料とする。
- ・ 中間評価：単発的でなく継続的に実施される事業については、中間段階で事業の実施経過、当初計画との適合性などをチェックする。

なお、振興条例では事前評価については規定していないが、文化芸術振興会議での重点文化芸術振興事業の指定にかかわる審議が、事実上の事前評価に相当すると考えられる。

(3) 事業評価の対象

原則として重点文化振興事業などの事業プロジェクト単位で評価することとする。ただし、その他、振興会議が特に必要と認めた事業についても行うことができる。

(4) 評価の視点（主として事後評価を想定）

- ・ 事業の実施結果（インプット、アウトプット）
予算、人員、実施内容などについて執行状況および当初計画との比較などのチェック
- ・ 事業の成果（アウトカム）

〔定量的評価〕

- ・ 事業参加者数、施設利用者数などの状況（当初計画との比較など）

- ・ アンケート調査による満足度調査結果

〔定性的評価〕

- ・ 目的（ミッション）達成状況
芸術文化性の追求、人材育成、市民への普及、など事業が当初想定した基本的なミッションの達成状況のチェック
- ・ 市民参加度・市民満足度
観客としての参加だけでなく、事業の各プロセスにおける市民参加の状況および当該事業の市民満足度のチェック
- ・ 都市活動への波及効果
事業実施に伴う様々な分野への波及効果のチェック
- ・ 施設運営
施設の効果的利用・運営状況についてチェック
- ・ 周知度
事業の市民に対する周知度のチェック
- ・ 事業執行
事業執行上の問題点、トラブルなどについてのチェック

（５） 評価結果の整理区分

振興会議は、事業評価の結果に基づき総合評価を行い、次の区分に整理し、具体的な指摘事項を記載した報告書を作成して市長に提出するものとする。

- A：事業の執行状況、目的達成度などいずれも満足のいくもので、継続的な事業展開の対象として考えられるもの。
- B：事業の執行状況、目的達成度などについて概ね満足できる状況にあるが、継続的な事業展開のためには計画内容の改善が必要であると考えられるもの。
- C：事業の執行状況、目的達成度などについて課題が多く、事業の廃止を含め、計画自体の見直しが必要であると考えられるもの。

(6) 事業評価の時期、サイクルなど

- ・ 原則として、事業実施結果を「事業評価シート」により次年度5月までにまとめ、6月以降に事業評価を受けるものとする。
- ・ 経年的な事業については、振興会議の判断で、毎年度の評価に代えて、3年以内の評価サイクルを設定することができる。

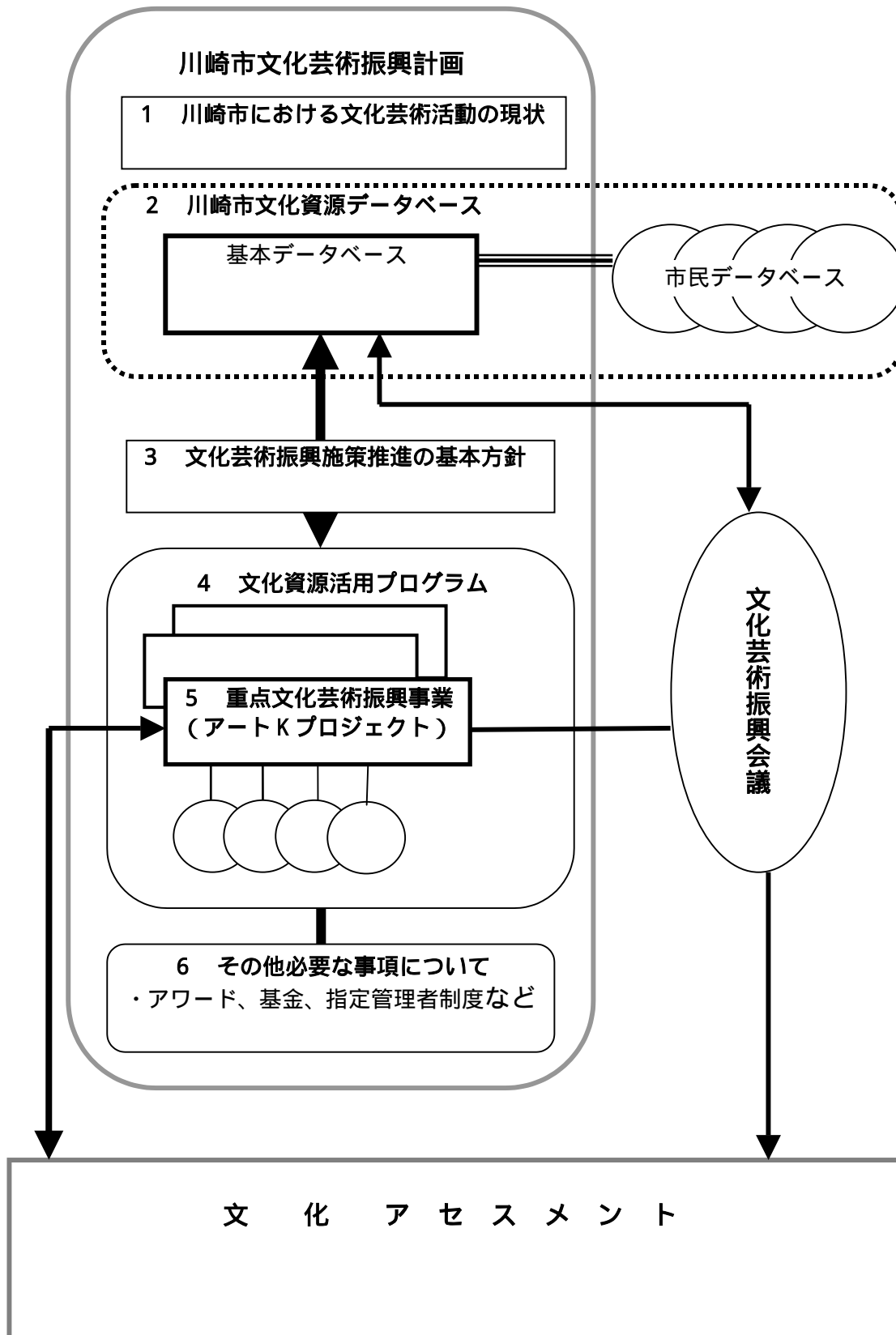
(7) 事業評価の公表

振興会議から提出される事業評価報告書を評価結果として公表する。

(8) その他

振興会議は、事業評価の実施上必要があると認めるときは、対象事業についての実地見聞、関係者からのヒアリングなどを行うことができる。

川崎市における文化芸術政策総合マネジメント・システム（案）



参 考 资 料

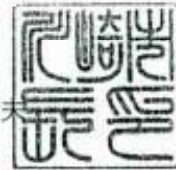
17川市文第329号

平成17年10月5日

川崎市文化芸術振興会議

会長 澤井 安勇 様

川崎市長 阿部 孝夫



川崎市文化芸術振興計画の策定に関する事項について（諮問）

川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第7条第3項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興計画策定に関する次の事項についての意見を求めます。

- 1 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。
- 2 その他文化芸術の振興に関し必要な事項

（川崎市市民局市民文化室担当）

電話200-2279

川崎市文化芸術振興条例

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣^{けい}などにおける人の往来と営みの中でその文化を^{はぐく}育んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を^{はぐく}育み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新

たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で^{はぐく}育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(市民及び企業の役割)

第4条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(文化芸術振興施策)

第5条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の施策への文化的視点)

第6条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術振興計画)

第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなけ

ればならない。

4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化アセスメント)

第8条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価(以下「文化アセスメント」という。)を受けなければならない。

2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。

3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。

4 市長は、振興計画の変更に当たっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

(文化芸術振興会議)

第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条までの規定は、規則で定める日から施行する。

川崎市文化芸術振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第9条第6項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

川崎市文化芸術振興会議委員名簿

(平成18年12月1日現在)

氏名	現職	備考
井内 恵美子	政策研究大学院大学教授	平成18年11月1日～
後藤 恵美子	着物着付け教室講師 (市民委員)	平成17年10月1日～
酒井 靖恵	川崎市総合文化団体連絡会顧問	平成17年10月1日～
澤井 安勇	総合研究開発機構理事	平成17年10月1日～
新藤 浩伸	東京大学大学院教育学研究科総合 教育科学専攻(市民委員)	平成17年10月1日～
寺尾 嘉剛	川崎信用金庫相談役	平成17年10月1日～
野畑 百合	洗足学園音楽大学名誉教授	平成17年10月1日～
林 容子	尚美学園大学芸術情報学部助教授	平成17年10月1日～
前田 恭二	読売新聞文化部記者	平成17年10月1日～
渡辺 豊重	造形作家(彫刻・洋画)	平成17年10月1日～
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 助教授	平成17年10月1日～ 平成18年9月19日

会長、副会長 部会委員 =

任期：平成17年10月1日～平成20年9月30日

川崎市文化芸術振興会議審議経過

< 審議経過 >

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 第1回 | 平成17年10月5日 | 委嘱 条例の経緯と内容 |
| 第2回 | 平成17年12月1日 | 市の文化行政について |
| 第3回 | 平成18年1月19日 | 文化資源データベース |
| 第4回 | 平成18年2月20日 | 川崎市文化芸術振興計画の枠組みについて |
| 第5回 | 平成18年5月18日 | 「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について(中間報告)」案について |
| 第6回 | 平成18年6月14日 | 「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について(中間報告)」案、アワード、基金等について |
| | 平成18年7月12日 | 市長に「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について(中間報告)」を報告 |
| 第7回 | 平成18年9月12日 | 文化アセスメントについて |
| 第8回 | 平成18年11月15日 | 答申について |
| 第1回部会 | 平成18年7月19日 | 文化アセスメントの検討 |
| 第2回部会 | 平成18年10月23日 | 文化アセスメント及び答申(案)の検討 |

川崎市における文化芸術振興のための
総合マネジメント・システムの構築について
(答申)

平成18年12月
川崎市文化芸術振興会議

事務局 川崎市市民局市民文化室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
TEL044-200-2029 FAX044-200-3913